

# 社会福祉法人五城目町社会福祉協議会処遇改善加算手当、 特定処遇改善加算手当及びベースアップ加算手当支給規程

## (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人五城目町社会福祉協議会（以下「本会」という）職員給与規程第22条に規定された処遇改善加算手当等（以下「手当等」という）について必要な事項を定めるものとする。

## (手当等)

第2条 手当等は、厚生労働省が創設した介護職員処遇改善加算制度及び福祉・介護職員処遇改善加算制度（以下「処遇改善加算制度」という。）、介護職員等特定処遇改善加算制度及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算制度（以下「特定処遇改善加算制度」という。）、介護職員等ベースアップ等支援加算制度及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算制度（以下「ベースアップ加算制度」という。）に定められた要件に基づき取得した加算額を、本会の対象となる職種に従事する職員に対し支給する。

## (支給職員の範囲)

第3条 手当等の対象となる職員は、本会事務局規程第4条第1項に規定された正規職員及び第2項に規定された臨時職員とする。  
ただし、管理職には支給しない。

## (加算額)

第4条 処遇改善加算制度で得られる加算額（以下「処遇改善加算額」という。）、特定処遇改善加算制度で得られる加算額（以下「特定処遇改善加算額」という。）及びベースアップ加算制度で得られる加算額（以下「ベースアップ加算額」という。）は、加算を取得する対象期間において、月ごとのサービス提供によって得られる報酬単位数に厚生労働省がサービス別に定めた加算率を乗じ（一単位未満の端数四捨五入）さらに一単位の単価を乗じて得られる額（一円未満の端数切り捨て）とする。

## (処遇改善加算手当)

第5条 処遇改善加算額は、加算対象期間における第3条で規定された対象職員の人件費の一部（法定福利費を含む）に優先して充当する。

2 前項で充当した後の余剰分を、別表1に基づいて支給する。

## (特定処遇改善加算手当)

第6条 特定処遇改善加算額は、別表2に基づいて支給する。

**(ベースアップ加算手当)**

第7条 ベースアップ加算額は、別表3に基づいて支給する。

**(処遇改善一時金)**

第8条 処遇改善加算額、特定処遇改善加算額及びベースアップ加算額（以下「加算額等」という。）は、第5条及び第6条、第7条で配分した後それぞれ年度末に精算し、余剰する額については年度末一時金として支給する。

**(常勤換算による配分差異)**

第9条 手当等は、加算対象期間における勤務形態による差異を設けることとし、就業規則第12条に算定された常勤職員の勤務時間を 1.0 とし、勤務時間から換算して支給算定する。

**(支給日)**

第10条 月々に支給する手当等は、給料または賃金の支給日に合わせて支給する。

2 処遇改善一時金は、当該年度分を翌年度6月末日に支給する。ただし、その日が、土曜日、日曜日又は、休日にあたるときは、その前日に支給する。

3 処遇改善一時金は、当該年度の3月31日日に在籍している者に支給する。

**(調整)**

第11条 手当等は、年間に取得する加算額等を推計して支給するが、当該年度途中の不測の事態により収入が減額し、本規程で規定された年度内の支給額を確保できないことが判明した場合は、その時点で年度内に支給する額を調整し見直すこととする。

2 処遇改善一時金を支給後、なお最終の加算額等が確定した際に余剰額が発生した場合は、当該年度12月に支給される給料または賃金に合わせて支給する。

**附 則**

1 この規程は令和5年4月1日から施行する。ただし、第10条に定める支給日の初期を令和5年6月分からとする。

2 この規程は処遇改善加算制度及び特定処遇改善加算制度、ベースアップ加算制度が終了すると同時に廃止する。

1 この規程は令和6年6月10日から施行する。

別表1 (第5条)

	対象事業	区分	配分額	
	処遇改善加算手当	訪問介護	常勤	介護福祉士
その他の介護職員				7,200円/月
週10時間以上40時間未満勤務			介護福祉士	7,200円/月
			その他の介護職員	6,480円/月
週10時間未満勤務			介護福祉士	6,480円/月
			その他の介護職員	5,832円/月
障害サービス		常勤	介護福祉士	7,200円/月
			その他の介護職員	6,480円/月
		週10時間以上40時間未満勤務	介護福祉士	6,480円/月
			その他の介護職員	5,832円/月
	週10時間未満勤務	介護福祉士	5,832円/月	
		その他の介護職員	5,248円/月	

別表2（第6条）

特定処遇改善加算手当	対象事業	配分額	
	訪問介護	10年以上経験の介護福祉士（常勤）	9,600円／月
その他の介護職員		4,800円／月	
その他の職員（常勤）		2,400円／月	
その他の職員（パート）		1,200円／月	
障害サービス	10年以上経験の介護福祉士（常勤）	1,920円／月	
	その他の介護職員	960円／月	
	その他の職員（常勤）	480円／月	
	その他の職員（パート）	240円／月	

※ 年間の給与支払額が440万円以上の職員へは支給しない。

別表3 (第7条)

ベースアップ加算手当	対象事業	配分額	
	訪問介護	介護職員	
その他の職員 (常勤)			800円/月
その他の職員 (パート)			240円/月
障害サービス	介護職員		800円/月
	その他の職員 (常勤)		320円/月
	その他の職員 (パート)		160円/月

《改正》別表1. 2. 3改正